

## 胎内市キャッシュレス決済導入業務 仕様書

### 1 業務名

胎内市キャッシュレス決済導入業務委託

### 2 目的

窓口における各種証明書等の手数料の支払手段としてクレジットカード、電子マネー及びコード決済の導入により、市民の利便性向上並びに窓口業務の省力化及び効率化を図ることを目的とする。

### 3 発注者

胎内市（以下「発注者」という。）

### 4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(1) 導入 契約締結日から令和7年9月30日まで（設置・設定及び操作研修を含む）

(2) 運用保守 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（以降更新）

※契約締結後の機器調達、納品、設定、研修については、令和7年9月30日までに完了すること。本業務の詳細なスケジュールは発注者と受託者が協議の上、決定する。なお、機器の稼働は令和7年10月1日からとする。

### 5 設置場所

胎内市役所本庁舎市民生活課窓口 1 式

胎内市役所本庁舎税務課窓口 1 式

### 6 調達条件

調達場所は5で掲げた2か所に設置すること。機器等はPOSレジ用タッチパネル対応端末の操作と連動して、作動すること。インターネット回線については、庁舎内に整備済の回線を使用すること。

(1) POSレジ用タッチパネル対応端末（2台）

① キャッシュレス決済端末とデータ連携が可能であること。

② タブレット端末の場合は、1台につき充電器及びタブレットスタンド各1個を付属すること。

(2) POSレジアプリケーション（2台）

① POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。

- ② 現金決済及びキャッシュレス決済の双方に対応すること。
  - ③ 取引ごとに日付、決済科目、支払種別、支払科目、数量、金額等の集計が可能で、CSV形式などにより販売実績が抽出できること。
  - ④ 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。
  - ⑤ キャッシュレス決済端末と連動し、複数回の金額入力が不要であること。
  - ⑥ POSシステム機能、各種集計機能及びデータの蓄積機能を有すること。
  - ⑦ 現金決済時に領収書、キャッシュレス決済時に利用明細書（以下合わせて「レシート」という。）が発行されること。
  - ⑧ 通信障害、システム障害等によるオフライン時にも、レジ処理が可能であること。
- (3) レシートプリンター（2台）
- ① 現金決済、キャッシュレス決済ともにレシートの発行が可能であること。
  - ② 納付者用レシートのほかに本市控えを発行し管理データと共通の伝票番号を記載することにより納付者と管理データのひも付けができること。
  - ③ レシート用紙の交換、補充等が容易であること。
  - ④ インボイス制度に適用したレシート発行が可能なこと。
- (4) キャッシュレス決済端末（2台）
- ① 無線によりPOSレジと連動する機能を有すること。
  - ② PCI DSSの最新の基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であり、認証時等におけるカード情報や決済情報の通信は、暗号化される仕組みとすること。
- (5) 自動釣銭機（2台）
- ① 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
  - ② 両替機能を有すること。
  - ③ 機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。
  - ④ 釣札及び釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。
- (6) (1)から(5)までの設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。

## 7 キャッシュレス決済

- (1) 決済ブランドは、次のものが利用できること。各決済ブランドの利用手続きについては受託者が一括して行うこと。
- クレジットカード 「VISA」「Mastercard」「JCB」「American Express」を含む4種類以上

電子マネー 「交通系ＩＣカード」「ＱＵＩＣＰａｙ」「楽天Ｅｄｙ」「ｉＤ」「ｎａｎ  
a c o」「ＷＡＯＮ」を含む６種類以上

コード決済 「ＰａｙＰａｙ」「楽天Ｐａｙ」「ｄ払い」「ａｕＰＡＹ」を含む４種類  
以上

- (2) 導入後、決済ブランドの構成については見直すことができるとし、発注者と協議の上、決定すること。

## 8 指定納付受託者

- (1) 受託者は、キャッシュレス決済開始に合わせ、キャッシュレス決済による収納金を本市に納付するため、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となること。ただし、共同提案での応募の場合、共同提案者を指名する方法でも構わない。なお、共同提案の場合は原則として、対応窓口を1か所に統一すること。
- (2) 指定納付受託に係る決済手数料の料率は提案によるものとする。
- (3) 収納金については、毎月末日を締日として集計し、翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに本市の指定口座に振り込むこと。
- (4) 収納金を振り込む際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。
- (5) 決済手数料、月額利用料等については、原則、納付確認後、指定納付受託者の請求により支払うものとするが、決済手数料は繰替え払いによる方法をとることも可能とする。なお、この請求額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。
- (6) 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続を代行すること。

## 9 セットアップ・保守・研修

- (1) セットアップ
- ① 機器等の設置、セットアップ及び動作確認を行うこと。
  - ② 取り扱う収納金の区分設定は、事前に発注者に確認を行った上で、機器ごとに行うこと。
- (2) 保守
- ① ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。
  - ② 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
  - ③ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。
  - ④ 導入機器のOSバージョンアップ等について、保守の範囲内で随時対応すること。
- (3) 研修
- ① 運用開始前に機器を利用した操作研修を実施すること。

② 操作マニュアルや障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。

## 10 その他

- (1) 導入場所において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのアクセプタンスマークを受託者の負担により掲示すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と協議の上、決定することとする。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後についても同様とする。
- (4) 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定することとする。

## 11 機密保持

- (1) 本契約において知り得た機密情報は、業務が完了した後も、決して他に漏らしてはならない。
- (2) 本契約の従事者に対し、本契約に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されること、その他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること

### 【担当部署】

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

総合政策課企画政策係

担当：三浦

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-2868

E-Mail kikaku@city.tainai.lg.jp